

平成27年度 障害者計画・第4期障害福祉計画 目標事業評価調書

健康福祉部 障害福祉課

【調書の進捗状況及び次年度方針の見方】

【評価】

5	施策目標の80%～100%達成
4	施策目標の60%～80%達成
3	施策目標の40%～60%達成
2	施策目標の20%～40%達成
1	施策目標の0%～20%達成

【進捗状況】

A	計画どおり実施済み
B	計画の50～100%未満の実施
C	計画の1～50%未満の実施
D	未実施

【次年度方針】

新規	新規事業の実施
継続	現行どおり、事業を継続する
充実	事業の充実、強化を図る
改善	事業の見直し、改善を図る
縮小	事業規模を縮小する
廃止	事業を廃止する

基本 目標	施策 目標	基本目標	施策目標	取組・方針
障害者計画 第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり				
第1節 子どもの療育・教育の支援体制の整備				
清瀬市子どもの発達支援・交流センターが拠点となり、子どもや家族に必要な療育が受けられるよう総合的な地域療育システムを整備する。		療育システムの構築	清瀬市子どもの発達支援・交流センターが拠点となり、子どもや家族に必要な療育が受けられるよう総合的な地域療育システムを整備する。	
		早期発見・早期療育体制の充実	健康センターでの乳幼児健診事業と清瀬市子どもの発達支援・交流センターが連携して療育を必要とする乳幼児への発達支援と家族への早期支援が実施できる体制を整備する。	
		健診後フォローと関係機関連携の充実	早期発見機関としての「健康センター」、早期療育支援機関としての「清瀬市子どもの発達支援・交流センター」、子育て全般に係る相談等を担う「子ども家庭支援センター」の3センター体制を構築し、虐待予防を含めた総合的な福祉を推進する。	
子どもの多様性に応じて様々な受け入れ体制を充実していくとともに、清瀬市子どもの発達支援・交流センターで障害のある子どもの理解を深めるための研修・講座を実施して人材を育成するなど、障害児保育の充実を図る。		障害児保育の充実	子どもの多様性に応じて様々な受け入れ体制を充実していくとともに、清瀬市子どもの発達支援・交流センターで障害のある子どもの理解を深めるための研修・講座を実施して人材を育成するなど、障害児保育の充実を図る。	
教育委員会や教育関係団体等と連携し、障害のある子どもたちが学びやすい環境の整備を推進する。		学びやすい教育環境の整備	教育委員会や教育関係団体等と連携し、障害のある子どもたちが学びやすい環境の整備を推進する。	
		通級指導の実施	清瀬第八小学校の通級指導学級において、引き続き個々のニーズに応じた教育機会を提供する。	
		教育部門・福祉部門・保健部門の連携	障害のある子どもを持つ家族を支える相談や支援など、教育部門・福祉部門・保健部門の連携により、就学前から就学中、就学後までの系統的な支援策を推進する。	
		学校における「総合的な学習の時間」を活用した福祉教育の実施	学校における「総合的な学習の時間」を活用し、児童・生徒が特別支援学校や障害者施設、高齢者施設などを訪問するなどして福祉や健康をテーマに掲げる課題学習を推進する。	
		障害児放課後等育成事業の実施	特別支援学校、特別支援学級等に在籍する障害のある児童及び生徒を対象とした、障害児放課後等育成事業は児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに移行したが、今後も子どもの安全と自立、福祉の増進を図る。	

基本 目標	施策 目標	基本目標	施策目標	取組・方針
	第2節	社会参加や就労の促進		
		「清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ」と公共職業安定所、障害者職業センターほか関係機関ならびに事業所等との連携を深め、障害のある人たちの就労支援体制を充実する。	清瀬市障害者就労支援センターワークル・きよせを中心とした就労支援体制の充実	「清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ」と公共職業安定所、障害者職業センターほか関係機関ならびに事業所等との連携を深め、障害のある人たちの就労支援体制を充実する。
			法定雇用率の維持・向上	市職員の障害者法定雇用率を現在の水準の更なる向上に努める。
			授産製品の販路拡大	授産施設や就労継続B型事業所の工賃向上のため、パン等の一部製品を市役所及びワークル・きよせ以外の公共施設等への販路確保や共同受注体制の整備などの支援を検討する。
		清瀬市長期総合計画に基づき生涯学習の機会と場の提供を図る。	生涯学習の充実	清瀬市長期総合計画に基づき生涯学習の機会と場の提供を図る。
			ふれあい事業の充実	障害のある青少年を対象とした「青年学級」など、行事やグループ活動を通じた社会参加や相互理解を深め、地域でいきいきと過ごせるような場の提供と更なる活動の充実を図る。
			図書館サービスの充実	現在図書館で実施している対面朗読サービスや音訳サービス、図書の宅配サービスなど障害の状況に配慮した各種サービスの更なる拡充に努める。
		社会参加活動の支援	障害者スポーツ、レクリエーションの充実	年1回実施しているスポーツ交流会を更に充実して地域交流の活性化を図るほか、国や都が主催するスポーツ大会への参加の積極的な支援、活動場所の確保などを関係機関に働きかける。
			文化・芸術活動の充実	文化・芸術活動の場を充実するとともに、一般の文化・芸術活動の場に障害のある市民が参加しやすくなるよう環境の整備や必要な支援を行う。
			市主催行事への参加促進	市が主催する各種行事に、障害のある人たちが積極的に参加し、ともに活動する機会が確保されるよう、障害のある方々の意見を十分に聞きながら、参加しやすい環境を整備する。
			自動車ガソリン費補助及び福祉タクシー利用助成事業の実施	経済的負担の軽減及び生活圏の拡大等のため、引き続き本事業を実施するとともに、制度の周知を図る。

基本 目標	施策 目標	基本目標	施策目標	取組・方針
障害者計画 第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり				
第1節 理解と交流の促進				
1. 啓発・交流活動の推進			ともに活動する機会の増大	市民同士が地域で支えあいながら暮らしていくために、障害の有無にかかわらず、ともに活動する機会を増やしていくよう努める。
			啓発・広報活動の充実	ノーマライゼーションの理解と実践に向けた啓発・広報活動を継続的に実施していく。そのため市のホームページなどで障害者福祉に関する情報を発信していく。
			地域と施設の交流促進	市内にある障害者施設の利用者と地域住民の交流が活発になるよう、各種交流事業を支援する。
			「障害者週間」の普及・啓発活動の充実	「障害者週間」の趣旨の周知とともに、市民の理解を深め、様々な分野の活動に積極的に参加する意欲が高まるよう普及と啓発を充実する。
			イベント等による市民交流	市民相互のふれあいと福祉への理解を深めるため、イベントやボランティア体験等、障害の有無に関わらずより多くの市民が参加し、交流できる環境をつくる。
			ボランティア活動の推進	ボランティアの自主性や自立性を尊重しながら、希望する市民がボランティア活動に参加しやすい環境を整備する。
第2節 福祉のまちづくりの推進				
1. 公共施設の整備改善			公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	公共施設等の整備にあたっては、「東京都福祉のまちづくり条例」などに基づき引き続きバリアフリー化を推進するとともに新規施設については計画段階からのユニバーサルデザイン化を検討して、利用しやすい施設等の整備に努める。
			歩行環境の整備	歩道の段差解消や歩車道の分離等を計画的に進め、市民の理解と協力を得ながら安全に通行できる歩行環境を整備する。
			公共交通機関事業者への要望	鉄道事業者に対して、引き続き障害のある市民等に配慮した駅舎への改築等について要望を行うとともに、バス事業者にはノンステップバスの導入や停留所の整備などについて要望を行う。

基本 目標	施策 目標	基本目標	施策目標	取組・方針
	第2節	福祉のまちづくりの推進		
	2. 移動・移送サービスの充実		コミュニティバスによる利便性の向上	現在運行している「きよバス」の利用の促進に努め、市民の生活に必要なバス等の輸送の確保などについて検討する。
			障害者専用駐車スペースの確保	公共施設以外にも多くの市民が利用する公共的な建築物についても障害者専用または優先スペースを確保するよう協力を求める。
			福祉有償運送事業者への支援	福祉有償運送サービスを実施している事業者に対する支援を行うことで、市民の移動の円滑化を図る。
	3. 情報提供の充実		行政情報の提供体制の充実	市が提供する情報については、点字、音訳等さまざまな方法を利用して必要な情報が行きわたるよう提供体制を充実する。
			情報通信コミュニケーション技術を利用した利便性向上の検討	インターネット等を活用した情報提供・意見聴取・各種申請など、ICTを利用した利便性の向上を検討する。
			市役所の窓口対応における配慮	市役所内の窓口にて聴覚や視覚障害など障害の状況に配慮した具体的な方策を検討する。
			障害者相談員への情報提供と相談活動の充実	身体障害者相談員・知的障害者相談員に対して必要な情報提供等の支援を行い、相談活動の充実を図る。
			民生委員・児童委員への情報提供と相談活動の充実	民生委員・児童委員に対して必要な情報提供等の支援を行い、相談活動の充実を図る。
	4. 防災・救護体制の充実		防災危機管理体制の確立	地域防災計画との連携を強化し、災害時要援護者となりうる人たちの援護体制を整備するとともに、防災関連組織との協力体制を一層強化し、地域防災体制を整備する。
			緊急通報システム、福祉電話	今後も制度の周知と普及の促進を図る。
			聴覚障害者用FAX通報システム	障害福祉課に設置している聴覚障害者用FAXを活用し、迅速な情報提供を図る。

基本目標	施策目標	基本目標	施策目標	取組・方針
第4期障害福祉計画 第4章 障害福祉サービス等の充実				
1 訪問系サービス				
	居宅介護(ホームヘルプサービス) 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護		サービスの必要量を確保するための方策	障害に応じた支援が実施できるよう、研修の参加やサービスの質の向上への取り組み、サービス必要量の増加に対応するためのサービス提供基盤の整備を図ります。
2 日中活動系サービス				
	生活介護 療養介護 短期入所		サービスの必要量を確保するための方策	短期入所についてはレスパイトや家族以外の他者になれることを目的に利用する方が増えている一方で、緊急時など必要が生じた際に利用できない状況があることから、必要時に速やかに利用できる体制整備を図ります。
	自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練)			自立訓練(機能訓練)は介護保険サービスとの整合を図りながら、利用者の個別事情を勘案する必要があります。また、自立訓練(生活訓練)はサービスを必要とする方の利用が進むよう、引き続き関係機関からの情報収集を行います。
	就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型)			サービス等利用計画を作成することにより、支給決定を受けていても利用しない方の利用につながり、利用者のニーズに沿った支給決定を行うことに期待できるため、相談等を通じて事業者との連携を図ります。
3 居住系サービス				
	共同生活介護(ケアホーム) 共同生活援助(グループホーム) 施設入所支援		サービスの必要量を確保するための方策	安心した地域生活を送るために、需要と供給が結びつくよう、サービス提供基盤の整備を進めます。また、施設入所について真に必要な方が利用できるよう、ニーズの把握に努め情報収集に努めます。
4 障害児支援体制の整備				
	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援		サービスの必要量を確保するための方策	事業所の設置の動向を注視しながら、障害のある児童と家族が安心して暮らせる環境と、ライフステージに応じた途切れのない支援を充実します。

基本目標	施策目標	基本目標	施策目標	取組・方針
第4期障害福祉計画 第4章 障害福祉サービス等の充実				
5 指定相談支援				
	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援		サービスの必要量を確保するための方策	申請から利用までの一連の支援が適切かつ継続的に提供されるよう、事業所の確保及び人材育成等を支援します。 また、地域資源のネットワークを活用して、専門的な相談支援が実施できる相談支援体制を充実させます。
第4期障害福祉計画 第5章 地域生活支援事業				
1 理解促進研修・啓発事業				
	理解促進研修・啓発事業		広報・啓発活動	「社会的障壁」を除去するため、関係機関と連携しながら啓発活動を行います。
			障害者週間	障害者施設の紹介や作品の展示と販売を通して、地域社会の理解と交流を促進します。 また、外見からわかりづらい障害や難病については、ヘルプカード・ヘルプマークの普及を図りながら、障害の特性や必要な配慮に関する理解を促進します。
2 自発的活動支援事業				
	自発的活動支援事業		活動支援	当事者団体やボランティアセンターに登録している団体の自発的な活動を支援し、障害のある方の社会参加につながる機会を広げます。
3 相談支援事業				
	障害者相談支援事業		サービスの必要量を確保するための方策	安心した地域生活を送るためには、日常的なことやサービスに関する相談から支援につなげることが求められるため、関係機関との連携及び相談支援体制の構築を図ります。
	基幹相談支援センター等機能強化事業		基幹相談支援センター	一般的な相談支援事業に加え、特に相談支援の専門的能力を有する職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を行う基幹系相談センターの設置に向けた検討を行います。
	住宅入居等支援事業		住宅入居等支援事業	入居が困難な障害のある方に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等の相談に応じて障害のある方の地域生活を支援します。

基本 目標	施策 目標	基本目標	施策目標	取組・方針
第4期障害福祉計画 第5章 地域生活支援事業				
4 成年後見制度利用支援事業				
	成年後見制度利用支援事業		成年後見制度利用支援事業	きよせ権利擁護センターと連携して成年後見制度の周知を図ります。また、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある方の権利擁護を図ります。
5 意思疎通支援事業				
	手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業		サービスの必要量を確保するための方策	意思の伝達に支援が必要な方に対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣したり、市で開催する講演会等に通訳者を派遣することで情報のバリアフリー化を図ります。
6 日常生活用具給付事業				
	介護訓練支援用具 自立生活支援用具 在宅療養等支援用具 情報・意思疎通支援用具 排せつ管理支援用具 住宅改修費		サービスの必要量を確保するための方策	在宅療養等支援用具の中には他制度により給付される品目があり、他制度を利用していると考えられます。今後も必要性の高い用具については対象品目に取り入れられるよう随時検討します。

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成27年度 事業成果	進捗状況	平成28年度 事業概要	次年度方針
障害者計画	障害の早期把握・療育システムの構築	療育システムの構築	4	清瀬市子どもの発達支援・交流センターが拠点となり、子どもや家族に必要な療育が受けられるよう総合的な地域療育システムを整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談指導は市立保育園から私立保育園・幼稚園に対象を広げ、平成27年度は新設された私立保育園3園も対象とした。各園からの相談ケースが増えている事は、巡回相談指導が有効に行われていることの評価と考えられる。 ・一般相談や発達検査等が毎年増加する中で、今以上に巡回相談指導や未就学児の通所支援を増やす事は、職員体制と療育室の両面で検討する必要が生じている。 <p>巡回相談指導 平成26年度72回 平成27年度75回</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業を継続 ・巡回相談指導については、担当者の資質の向上等により充実を図る。 	継続
		体制の充実・早期療育	4	健康センターでの乳幼児健診事業と清瀬市子どもの発達支援・交流センターが連携して療育を必要とする乳幼児への発達支援と家族への早期支援が実施できる体制を整備する。	乳幼児健診事業を始めとする母子保健事業から、療育が必要な乳幼児を、清瀬市子どもの発達支援・交流センター、または専門医療機関等へ紹介し、乳幼児とその家族への早期支援を行った。 定期及び随時に連絡会を開催し、連携を図った。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、母子保健事業から療育が必要な乳幼児については、清瀬市子どもの発達支援・交流センター等と連携を図りながら早期療育体制を継続する。 ・療育が必要となった乳幼児の家族へのサポートについても、連絡会等を通じて引き続き連携を図る。 	継続
		健診連携の充実と関係	4	早期発見機関としての「健康センター」、早期療育支援機関としての「清瀬市子どもの発達支援・交流センター」、子育て全般に係る相談等を担う「子ども家庭支援センター」の3センター体制を構築し、虐待予防を含めた総合的な福祉を推進する。	乳幼児健診事業から、支援が必要と思われるケースについて、関係機関と連携して、支援方法・役割分担を確認しながら支援を行った。 また、健診前に療育の必要性を把握しているケースについては、集団健診ではなく発達健診を紹介し、保護者と乳幼児に負担がないように配慮した。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・健康センター、子ども家庭支援センター、清瀬市子どもの発達支援・交流センター間で情報交換を行う。 ・今後も各センターと情報交換を行い、療育支援が必要なケースには、各関係機関が連携しながら支援する。 	充実

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成27年度 事業成果	進捗状況	平成28年度 事業概要	次年度方針
障害者計画	障害児保育の充実	障害児保育の充実	5	子どもの多様性に応じて様々な受け入れ体制を充実していくとともに、清瀬市子どもの発達支援・交流センターで障害のある子どもの理解を深めるための研修・講座を実施して人材を育成するなど、障害児保育の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員からの助言等により、保育士が子供を観察する新たな視点を学び、気づきを得ることができた。 ・保育園全体での話し合いや研修、巡回相談指導等を活用しながら保育園における対象児の集団生活の充実を図った。 	A	保育園全体での話し合いや研修、巡回相談指導等を活用しながら保育園における対象児の集団生活の充実を図る。	継続
	学校教育・学童保育の充実	学びやすい教育環境の整備	4	教育委員会や教育関係団体等と連携し、障害のある子どもたちが学びやすい環境の整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの視点に立って、障害のあるなしにかかわらず、学びやすい教育環境の整備や指導方法の工夫・改善を進めることができた。 ・指導主事及び特別支援教育巡回指導員、教育アドバイザー等の巡回を通して校内環境の構造化や教員の資質向上等、支援の充実を図った。 ・清瀬市特別支援教育推進計画評価・検討委員会を設置し、清瀬市特別支援教育計画(第三次実施計画:平成28年～30年度)を策定することができた。 	B	・巡回・就学相談員、指導主事等の巡回を通して校内環境の構造化や教員の資質向上等、支援の充実を図っていく。	充実
		固定学級の特別支援教育	4	固定の特別支援学級に在籍する児童・生徒に対して、障害に起因する種々の困難を改善・克服し、自立した社会生活を送るための基礎を養う。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級授業改善研修等の機会を中心に、障害特性に応じた指導内容・指導方法の工夫・改善を図った。 ・平成28年度の教育課程編成に向けて、知的障害特設支援学級においては、各教科等を合わせた指導の内容の充実、自閉症・情緒障害特別支援学級においては、自立活動の内容の充実を図った。 ・平成28年度使用教科用図書(一般図書を含む)について調査委員会及び調査部会を設置し、この結果を踏まえて、教育委員会の権限を持って適正に採択することができた。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害特別支援学級においては、各教科等を合わせた指導、自閉症・情緒障害特別支援学級においては自立活動の指導内容及び指導方法の一層の充実を図る。 ・個別の教育支援計画及び個別指導計画の改善を図る。 	充実

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成27年度 事業成果	進捗状況	平成28年度 事業概要	次年度方針
障害者計画	学校教育・児童保育の充実	援通教級指導等の特別支	4	清瀬第八小学校の通級指導学級において、引き続き個々のニーズに応じた教育機会を提供する。また、小学校における特別支援教育を進め、当該児童が在籍校でニーズに応じた教育が受けられるようにしていく。	・引き続き清瀬第八小学校における、通級指導の充実を図った。	B	・清瀬市特別支援教育推進計画(第三次実施計画)に従い、小学校における特別支援教室開設に向けた準備を進める。このため、小学校特別支援教室開設準備委員会を設置する。あわせて保護者等、関係者説明会を実施するなど市民への周知・啓発を進める。	充実
		健教育部門の門連・携福祉部門・保	4	障害のある子どもを持つ家族を支える相談や支援など、教育部門・福祉部門・保健部門の連携により、就学前から就学中、就学後までの系統的な支援策を推進する。	・「就学支援シート」については、円滑な就学へとつなげるためのツールとして定着してきている。 ・「就学支援シート」の情報を効果的に活用するために、小学校の校内体制を充実させるとともに、就学前の支援機関との連携を強めた。 ・清瀬市「保・幼・小接続カリキュラム」を平成28年度小学校課程に位置付けることができた。	B	・保・幼・小の接続の充実を図るため、保・幼・小合同研修会を開催し、就学前施設と小学校の連携を一層強化する。 ・「就学支援シート」の活用 ・就学前の支援機関との連携を強める。 ・清瀬市「保・幼・小接続カリキュラム」の実施(小学校)。	充実
		施時学校「を」活用した総合的な教育学習の	4	学校における「総合的な学習の時間」を活用し、児童・生徒が特別支援学校や障害者施設、高齢者施設などを訪問するなどして福祉や健康をテーマに掲げる課題学習を推進する。	・総合的な学習の時間をはじめとした学習活動において、特別支援学級との交流及び共同学習の充実を図った。 ・都立特別支援学校との副籍制度を活用した交流活動を清瀬市特別支援教育推進計画に沿って推進した。 ・障害者・高齢者施設との交流等を積極的に進め、特別支援教育及び福祉教育の充実に努めた。	B	・今後も教科等の学習活動において、特別支援学級との交流及び共同学習の充実を図る。 ・都立特別支援学校との副籍制度による交流活動の一層の充実を図る。 ・今後も障害者・高齢者施設との交流等を積極的に進め、特別支援教育及び福祉教育の充実に努める。	充実

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成27年度 事業成果	進捗状況	平成28年度 事業概要	次年度方針
障害者計画	雇用・就労の促進	障害児放課後等育成事業の実施	5	特別支援学校、特別支援学級等に在籍する障害のある児童及び生徒を対象とした、障害児放課後等育成事業は児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに移行したが、今後も子どもの安全と自立、福祉の増進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月から児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス」が施行され、本事業は法内事業に移行している。 市内では平成25年度に1か所、平成26年度に3か所、平成27年度に4か所の事業所が設立され、現在8事業所となっている。また、近隣市にも複数の事業所が設立されていることから、利用者の利用希望はほぼ充足されている。 多くの事業所が設立されたことから、サービスの質の向上等を図るため、地域自立支援協議会の子ども部会の中で、市と事業所間の情報交換や連携できる体制を作った。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 国が示している放課後等デイサービスガイドラインを基に、事業所の適切なサービスの提供を支援する。 平成28年度も新たな事業所の開設が予定されている。市及び事業者間の連携を深めるためにも、子ども部会の活動を充実させる。 	継続
		就労支援体制の充実	4	「清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ」と公共職業安定所、障害者職業センターほか関係機関ならびに事業所等との連携を深め、障害のある人たちの就労支援体制を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から地域自立支援協議会にハローワーク、特別支援学校、障害者通所施設、障害者を雇用している企業をメンバーとして就労支援部会を設け、職場開拓、就労支援、職場定着について情報交換し就労支援体制を充実させた。 センターにおいては、利用者の特性に合った就労支援を行うほか、不安や悩みの解消などの生活支援や定着支援にも努めている。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就労支援センターにおいては関係機関との連携により、新規就労者の支援、職場開拓、定着支援を行い、就労支援体制を充実させる。 地域自立支援協議会の就労支援部会の活動を通して、障害者雇用の啓発を進める。 	充実
		向上法定雇用率の維持	5	市職員の障害者法定雇用率を現在の水準の更なる向上に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 障害者手帳所持の有無を採用条件にしている。 平成26年度は障害者枠の採用試験を行った。 年度末の障害者雇用率は、2.79%となり法定雇用率2.3%を上回っている。また、市の平成26年度雇用率は2.52%であった。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 障害者手帳所持の有無を採用条件にしない。 法定雇用率を充足できない場合には、障害者枠での採用を考えていく。 	継続

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成27年度 事業成果	進捗状況	平成28年度 事業概要	次年度方針
障害者計画	雇用・就労の促進	授産製品の販路拡大	3	授産施設や就労継続支援B型事業所の工賃向上のため、パン等の一部製品を市役所及びワークル・きよせ以外の公共施設等への販路確保や共同受注体制の整備などの支援を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法を推進するために、庁内関係課に働き掛けながら、対象商品の購入や販路拡大及び充実に努めた。 市役所の物品等調達実績(調達先は市内に限らない) 平成25年度:15件 2,340,828円 平成26年度:22件 4,825,517円 平成27年度:26件 5,459,455円 	B	庁内関係課に働きかけ、対象物品の購入や様々なイベント会場において、事業所とその商品のPRを行うことで販路の拡大に努める。	充実
		行体の系業への支援の移新		障害者自立支援法の新体系への移行を目指す事業所への助言や東京都との連絡調整等、必要な支援を検討する。	平成26年度末までに市内施設のすべてが新体系事業に移行した。			廃止
	生涯学習の充実	充実生涯学習の	3	清瀬市長期総合計画に基づき生涯学習の機会と場の提供を図る。	生涯学習の機会を提供するために、生涯学習センターや指定管理事業者の運営する管理施設において様々な講座や教室の拡充を図った。	B	障害のある方が参加しやすい事業の開催に努める。	充実
	ふれあい事業の充実		4	障害のある青少年を対象とした「青年学級」など、行事やグループ活動を通じた社会参加や相互理解を深め、地域でいきいきと過ごせるような場の提供と更なる活動の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 青年たちが地域活動に参加することで、様々な体験を通して、豊かな生活を送るように支援を引き続き行なう。 参加希望者が増えているが、受け入れに限界があるため、今後は多くの希望者を受け入れられる事業展開を図る必要がある。 事業の周知には、市報や清瀬市ホームページを活用し、受け入れに公平性を持たせることが必要である。 	B	多くの希望者を受け入れられる事業展開を図る。	充実

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成27年度 事業成果	進捗状況	平成28年度 事業概要	次年度方針
障害者計画	生涯学習の充実	図書館サービスの充実	4	現在図書館で実施している対面朗読サービスや音訳サービス、図書の宅配サービスなど障害の状況に配慮した各種サービスの更なる拡充に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 市内の視覚障害者団体に利用案内のダイジー版音訳CDを作成し配布した。 ホームページ上の録音図書目録を更新した。今後も定期的に更新して情報提供に努める。 ボランティア育成のための音訳朗読者講習会(中級)や定例会・勉強会を実施し、情報の共有を図った。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ホームページへの掲載等サービス内容の周知に努め、利用促進を図る。 ボランティア育成のための講習会を定期的実施し、定例会では情報の共有化を図る。 児童のためのサービスとして、特別支援学校での読み聞かせを計画。 ホームページ上の録音図書目録や大活字図書目録の定期的更新に努める。 	充実
	社会参加活動の支援	障害者スポーツの充実	4	年1回実施しているスポーツ交流会を更に充実して地域交流の活性化を図るほか、国や都が主催するスポーツ大会への参加の積極的な支援、活動場所の確保などを関係機関に働きかける。	<ul style="list-style-type: none"> 障害の重さにかかわらず、すべての人がスポーツの楽しさを体験できるような交流会を行った。 平成27年度の交流会では、参加者の希望によりスカットボールを行い、加えて事前の練習会を開催した。 	B	障害者スポーツを普及し、障害のある方のスポーツ活動を促進するとともに、障害のある方が地域でスポーツ活動できる環境を整備していく。	充実
		文化・芸術活動の充実	4	文化・芸術活動の場を充実するとともに、一般の文化・芸術活動の場に障害のある市民が参加しやすくなるよう環境の整備や必要な支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 「コミュニティプラザひまわり」及び「清瀬けやきホール」は東京都バリアフリー条例に基づく設備が整った施設であり、福祉、芸術及び文化活動の場として活用されている。 「障害者の利用に係る公の施設の使用料等の減免」制度により利用が促進された。 	B	障害者及び団体が文化・芸術活動の場として、公共施設等の利用が進むよう支援する。	充実

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成27年度 事業成果	進捗状況	平成28年度 事業概要	次年度方針
障害者計画	社会参加活動の支援	市主催行事への参加促進	4	市が主催する各種行事に、障害のある人たちが積極的に参加し、ともに活動する機会が確保されるよう、障害のある方々の意見を十分に聞きながら、参加しやすい環境を整備する。	成人式や市主催の講演会などに手話通訳者を配置している。また聴覚障害者に対応した設置型及び携帯型磁気ループシステムを整備した。市報をはじめ、全戸配布する公共刊行物の音訳版を作成し、行事等の情報提供を充実させた。	B	引き続き障害のある方が参加しやすい環境整備を行っていく。	充実
		自動車ガソリン利用助成事業の実施	5	経済的負担の軽減及び生活圏の拡大等のため、引き続き本事業を実施するとともに、制度の周知を図る。	タクシー利用料助成については社会状況を勘案し平成21年度に半年分の助成上限額18,000円→19,800円へ増額した。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度 742人 ・平成26年度 780人 ・平成27年度 803人 自動車ガソリン費補助 <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度 1,767人 ・平成26年度 1,903人 ・平成27年度 1,917人 	A	今後も社会状況や利用者のニーズに応じて制度改正を検討していく。	継続
	啓発・交流活動の推進	会とも増に大活動する機会	5	市民同士が地域で支えあいながら暮らしていくために、障害の有無にかかわらず、ともに活動する機会を増やしていくよう努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・サロンマップで障害のある人もない人も参加できるサロン情報を提供した。 ・ふれあいまつりでは、障害のある人もない人も一緒に関わることが出来るプログラムを実施した。 ・障害者自身に関わるボランティアコーディネートを行った。 	A	障害の有無を問わず参加できる催しを多く設ける。	継続
	啓発・交流活動の推進	充実発・広報活動の	4	ノーマライゼーションの理解と実践に向けた啓発・広報活動を継続的に実施していく。そのため市のホームページなどで障害者福祉に関する情報を発信していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを充実させた他、12月の障害者週間に合わせて、市報に障害者に関するマークの一覧とヘルプカード・ヘルプマークを掲載し、市民に理解を呼びかけた。 	B	市のホームページなどで障害者福祉に関する情報を提供し、広報活動の充実に努める	充実

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成27年度 事業成果	進捗状況	平成28年度 事業概要	次年度方針
障害者計画	啓発・交流活動の推進	流域促進と施設の交流	4	市内にある障害者施設の利用者と地域住民の交流が活発になるよう、各種交流事業を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 地域懇談会、各校区の円卓会議等の実施等で、地域住民と福祉施設が交流・連携できる地域づくりを目指して行く。 地域との交流が深まるよう、施設や地域の要望に応じて必要な調整や支援を行う。 	B	地域懇談会、各校区の円卓会議等の実施等で、地域住民と福祉施設が交流・連携できる地域づくりを目指す。	充実
		「障害者週間」の普及・啓発活動	5	「障害者週間」の趣旨の周知とともに、市民の理解を深め、様々な分野の活動に積極的に参加する意欲が高まるよう普及と啓発を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度の取組みをさらに発展させるために、障害者週間に合わせたイベントの開催や、市報を活用したPRを行い障害者理解を進める。 平成25年度に作成したヘルプマーク・ヘルプカードを配布した。 	A	障害者週間 <ul style="list-style-type: none"> 市報に障害者理解の啓発につながる記事を掲載する。 駅北ロクレアビル4階クレアギャラリーに市内の障害福祉関係事業所のパネル紹介を行う。 市役所市民課ロビーで各事業所の作品展示を行う。 その他 <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に作成したヘルプマーク・ヘルプカードの普及を継続する。 平成28年4月施行の障害者差別解消法に関するイベントを障害者週間に合わせて実施する。 	継続
	市民交流等による	5	市民相互のふれあいと福祉への理解を深めるため、イベントやボランティア体験等、障害の有無に関わらずより多くの市民が参加し、交流できる環境をつくる。	<ul style="list-style-type: none"> 夏の体験ボランティアでは障害者支援の体験メニューを数多く実施し、市民交流に繋げている。 福祉教育や防災体験イベントでは、障害当事者のレクチャーにより、多くの市民が障害者体験などを行いながら交流を深めた。 	A	広く市民と障害のある方との接点を作ることで、一定の理解が広がっている。今後も継続していく。	継続	
	ボランティア活動の推進	ボランティア活動への総合的な支援	5	ボランティアの自主性や自立性を尊重しながら、希望する市民がボランティア活動に参加しやすい環境を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 様々なかたちの地域(社会)貢献活動のあり方を紹介しながら、啓発・講座実施・活動相談・体験プログラムの提供・活動紹介・情報集約などに努めていく。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 障害者週間に合わせたイベントの開催 市報や市のホームページを活用した周知により障害者への理解を推進する。 	継続

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成27年度 事業成果	進捗状況	平成28年度 事業概要	次年度方針
障害者計画	公共施設の整備改善	公共施設のユニバーサルデザイン	3	公共施設等の整備にあたっては、「東京都福祉のまちづくり条例」などに基づき引き続きバリアフリー化を推進するとともに新規施設については計画段階からのユニバーサルデザイン化を検討して、利用しやすい施設等の整備に努める。	・既存施設の更新及び老朽化対策においても、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進した。	C	引き続きバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進していく。	充実
		歩行環境の整備	3	歩道の段差解消や歩車道の分離等を計画的に進め、市民の理解と協力を得ながら安全に通行できる歩行環境を整備する。	・平成25年度に引き続き東京都の補助金を活用し、平成26年度も清瀬駅北口駅前周辺歩道の一部の段差改良工事を実施した。 ・街路樹の根の隆起により歩行に支障のある個所に、アスファルトを埋め改善を行った。	C	緊急性や優先順位を見極めながら、段差改良工事や安全施設の改善を行っていく。	充実
	公共施設の整備改善	公共交通機関事業者	4	鉄道事業者に対して、引き続き障害のある市民等に配慮した駅舎への改築等について要望を行うとともに、バス事業者にはノンステップバスの導入や停留所の整備などについて要望を行う。	・清瀬駅及び秋津駅に内方線付き点状ブロックを整備した。 ・バス事業者については、ノンステップバスの導入や停留所の整備などについて、引き続き要望を行なった。	B	バス事業者について、ノンステップバスの導入や停留所の整備などについて、引き続き要望を行なっていく。	充実
	移動・移送サービスの充実	コミュニティバスによる	4	現在運行している「きよバス」の利用の促進に努め、市民の生活に必要なバス等の輸送の確保などについて検討する。	公共交通不便地域である野塩地区から市南部の医療施設等へのアクセスを確保することで外出と行動範囲の拡大を図った。	B	引き続き利用の促進に努めていく。	継続

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成27年度 事業成果	進捗状況	平成28年度 事業概要	次年度方針
障害者計画	移動・移送サービスの充実	障害者の専用駐車スペースの確保	5	公共施設以外にも多くの市民が利用する公共的な建築物についても障害者専用または優先スペースを確保するよう協力を求める。	平成27年度末時点において、東京都福祉のまちづくり条例に基づく、駐車場の設置に関する指導・助言を必要とする案件は無い。	A	設置を必要とする案件に対しては、引き続き東京都福祉のまちづくり条例を遵守するよう、指導・助言を行う。	継続
		福祉有償運送事業への支援	5	福祉有償運送サービスを実施している事業者に対する支援を行うことで、市民の移動の円滑化を図る。	国土交通省への登録は所在の市区の責任で行うことになるため、登録に向けた支援や補助金交付等を行った。	A	事業が安全に継続的に運営され、高齢者及び障害者等の福祉有償運送を必要とする方の福祉の向上を図るため、引き続き同様の支援を行っていく。	継続
	情報提供の充実	5	行政情報の提供体制	市が提供する情報については、点字、音訳等さまざまな方法を利用して必要な情報が行きわたるよう提供体制を充実する。	・音訳利用者からの要望に基づき、ホームページ上で公開している市報の音訳データを、従来のMP3版と並行して、デイジー版でも公開している。	A	必要な情報が行きわたるよう提供体制を充実する。	継続
		技術を利用した利便性向上	5	インターネット等を活用した情報提供・意見聴取・各種申請など、ICTを利用した利便性の向上を検討する。	・文字情報だけでなく、音声情報についても積極的にホームページで公開し、利用者のニーズに基づく利便性の拡充に努めた。	A	利用者のニーズに基づく利便性の拡充に努めていく。	継続

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成27年度 事業成果	進捗状況	平成28年度 事業概要	次年度方針
障害者計画	情報提供の充実	配対市 慮応役 に所 おの け窓 る口	4	市役所内の窓口に聴覚や視覚障害など障害の状況に配慮した具体的な方策を検討する。	平成24年度に障害福祉課、高齢福祉課に磁気ループシステムを設置している。筆談対応を希望する方が声をかけやすいよう、市民課・障害福祉課・高齢支援課等のカウンターに「筆談対応」のプレートを設置した。	B	障害者差別解消法に対応した具体的な方策を検討し、改善していく。	充実
		充報障 実提害 供者 と相 談員 活 動 の 情	5	身体障害者相談員・知的障害者相談員に対して必要な情報提供等の支援を行い、相談活動の充実を図る。	地域自立支援協議会権利擁護部会の活動を通して、平成28年4月施行の障害者差別解消法を中心に情報提供を行い、障害者差別、障害者の権利擁護について見聞を広めた。	B	平成24年4月から始まった計画相談支援で、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用する方にサービス等利用計画を作成することになり、相談支援体制が整ってきている。しかしながらサービスの利用を伴わない相談もあることから、引き続き障害者相談員の活動が充実するよう情報提供や研修を行って行く。	継続
	防 災 ・ 救 護 体 制 の 充 実	活へ民 動の生 の情委 充報員 実提・ 供児 と童 相委 談員	5	民生委員・児童委員に対して必要な情報提供等の支援を行い、相談活動の充実を図る。	定期的開催される会長会・定例会や専門部会に必要に応じて出席し、新たな福祉の動向や地域の課題等について、情報提供と意見交換を行った。また、支援を要する事例について協力を求めた。	A	制度やサービスに関する情報提供、研修の機会を設けて、相談活動が充実するよう支援する。	継続
		の防 確災 立危 機管 理体 制	3	地域防災計画との連携を強化し、避難行動要支援者となりうる人たちの援護体制を整備するとともに、防災関連組織との協力体制を一層強化し、地域防災体制を整備する。	・避難行動要支援者登録の整備を進めた。 ・市内の自治会などによる先進的な取組について把握を行った。	C	・引き続き避難行動要支援者登録の名簿整備を進める。 ・市内の社会福祉施設や庁内の防災防犯課、地域包括ケア推進課等と連携し、名簿に登録された方の個別の避難支援体制の確立に取り組む。 ・総合防災訓練に合わせて、福祉避難所開設訓練を実施する。	充実
	ム、緊 急通 報シ ステ	5	今後も制度の周知と普及の促進を図る。	福祉電話 ・現代の通信事情に即した制度に改正し、対象者の縮小を図った。 緊急通報システム ・利用者の生活状況や必要性を検証し現状維持とした。	A	緊急通報システムの制度を周知し、利用の促進を図る。	縮小・継続	

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成27年度 事業成果	進捗状況	平成28年度 事業概要	次年度方針
障害者計画	の防 充災 実・ 救 護 体 制	X 聴 通 覚 報 障 害 者 シ ス テ ム 用 F A	5	障害福祉課に設置している聴覚障害者用FAXを活用し、迅速な情報提供を図る。	転入した聴覚障害者や新規に手帳を取得した方の情報伝達手段を確認し、必要な方にFAXの申請を案内した。併せて手話通訳者派遣制度を紹介し、手話通訳の利用や市との連絡等に活用できるよう情報提供した。	A	聴覚障害者に制度の周知を行い、手話通訳者の派遣依頼や市との連絡等の活用を図る。	継続
第4期障害福祉計画	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 必 要 量 の 見 込 み	訪 問 系 サ ー ビ ス	5	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護(ホームヘルプサービス) ・重度訪問介護 ・行動援護 ・同行援護 ・重度障害者等包括支援 <p>平成25年度 136人分/7,296時間 平成26年度 146人分/7,772時間 平成27年度 138人分/8,480時間</p>	<p>138人/ 8,328.5時間 〔各サービスごとの内訳〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 81人/1,102.5時間 ・重度訪問介護 24人/ 6,801時間 ・行動援護 4人/ 35時間 ・同行援護 29人/ 390時間 ・重度障害者等包括支援 0人 <p>居宅介護の利用者の増加と重度訪問介護利用者の利用時間数が増え、利用人数、利用時間数ともに延びたことにより、必要量の見込み数値に近い実績となっている。</p>	A	障害福祉サービスの利用につながるよう制度を周知し、支給決定を受けた方の利用が進むよう、計画相談支援員やサービス提供事業者等と連携する。	継続
		日 中 活 動 系 サ ー ビ ス	5	生活介護	169人	<p>必要量の見込み数値に達していないのは、利用を見込んだ特別支援学校卒業生が他のサービスを利用したことが影響している。しかし、利用日数では見込み数値に近い数値となっており、支給決定者の利用が順調に行われている状況が窺える。</p> <p>平成25年度 185人分 平成26年度 189人分 平成27年度 174人分</p>	B	生活介護事業の周知や、他制度からの移行も視野に入れながら対象者の相談に応じる。

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成27年度 事業成果	進捗状況	平成28年度 事業概要	次年度方針
第4期障害福祉計画	障害福祉サービスの必要量の見込み	日中活動系サービス	5	療養介護	10人 平成24年4月の児童福祉法及び障害者総合支援法改正により、18歳を超えて障害児施設に入所していた方が、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに移行することになった。 平成24年度に7名が障害児入所施設から療養介護施設に移行した後も、18歳に達した方が移行したため、必要量の見込み数値を達成した。	A	障害児入所施設に入所している児童や療養介護事業所の情報収集を行い、対象者の利用を支援する。	継続
				短期入所	福祉型 25人／101日分 医療型 7人／41日分 平成25年度 22人／118人日分 平成26年度 23人／123人日分 平成27年度(福祉型) 22人／110人日分 平成27年度(医療型) 4人／24人日分	※第4期障害福祉計画から短期入所を福祉型と医療型に分けて必要量を見込んでいる。 市内に福祉型事業所が増えたことで、緊急時の備えや家族以外の介護者に慣れる目的での利用が増えている。また医療型については近隣市の事業所を定期的に利用するケースが増え、必要量の見込み数値を超えている。	A	緊急時に利用できる事業所の確保が難しいことが課題である。平成29年度に開設する事業所の協力が得られるよう検討する。
		5	自立訓練(機能訓練)	6人 市内では清瀬市障害者福祉センターで実施している。利用人数及び利用日数は必要量の見込みとほぼ同数である。	A	引き続き、介護保険制度との調整を図りながら利用者の掘り起こしや関係機関との連携に務める。	継続	
			自立訓練(生活訓練)	6人 近隣市の精神障害者を対象とした事業所及び高次脳機能障害者を対象とする事業所を利用する方が増えたため、必要量の見込みを達成した。	A	サービスの周知を行い、対象者の利用を支援する。	継続	

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成27年度 事業成果	進捗状況	平成28年度 事業概要	次年度方針
第4期障害福祉計画	障害福祉サービスの必要量の見込み	日中活動系サービス	4	就労移行支援 平成25年度 11人 平成26年度 12人 平成27年度 24人	15人 市内事業所1か所の他、近隣市に事業所が増えたため利用者が増えているが、必要量の見込み数値には達していない。2年間の支給期間中に就労が決まりサービスを終了するケースも多い	B	サービスの周知を行い、対象者の利用を支援する。	充実
			4	就労継続支援(A型) 平成25年度 8人 平成26年度 9人 平成27年度 11人	7人 近隣市の事業所を利用していた方が転出したことや、利用するサービスを変更したことで前年度よりも利用者が減っている。必要量の見込み数値にも達していない。	B	A型事業所に関する関係機関からの情報収集を行い、対象者の利用を支援する。	充実
			5	就労継続支援(B型) 平成25年度 182人 平成26年度 192人 平成27年度 184人	173人 市内の事業所が増えサービスの情報が関係者等に浸透したことで、知的障害者・精神障害者共に支給決定者は増えているが、体調不良や病状の変化などで安定した利用が出来ない方も多く、必要量の見込み数値よりも利用者は下回っている。しかしながら、利用者及び利用日数は年々微増傾向にある。	B	支給決定者が安定して利用できるよう、計画相談支援者等と連携する。	充実

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成27年度 事業成果	進捗状況	平成28年度 事業概要	次年度方針
第4期障害福祉計画	障害福祉サービスの必要量の見込み	居住系サービス	5	共同生活介護(ケアホーム) 共同生活援助(グループホーム)	89人 共同生活援助(グループホーム)が平成24年度からの3年間で市内に6箇所設立されたことから、平成24年度の実績から25人増加し必要量の見込みを超えた状態が続いている。	A	地域移行の推進や安心した地域生活のため引き続きニーズの把握と相談に努めていく。	継続
			5	施設入所支援	55人 高齢化による長期入院や共同生活援助(グループホーム)への移行により、目標必要量よりも施設入所者が減っている。	A	地域移行を希望する入所者の把握と移行の推進を図る。一方で真に施設入所を希望する方の要望に対応できるよう、希望者の把握と施設の情報収集に努める	継続
		5	障害児支援体制の整備	児童発達支援 平成27年度 28人 医療型児童発達支援 平成27年度 1人 放課後等デイサービス 平成27年度 73人 保育所等訪問支援 平成27年度 1人	児童発達支援 30人 医療型児童発達支援 0人 放課後等デイサービス 86人 保育所等訪問支援 2人 ・市内・市外に複数の放課後等デイサービス事業所が設立されたことやサービスの周知が進んだことで、利用者及び利用日数共に必要量の見込みを超えている。 ・地域自立支援協議会子ども部会にすべての市内事業所が参加し、事業所間の情報交換や、課題の共有、質の向上につながる話し合いが行えた。	A	事業所のサービスの質に注視しながら、障害のある児童と家族が安心して暮らせる環境と、ライフステージに応じた途切れのない支援を充実させる。	継続

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成27年度 事業成果	進捗状況	平成28年度 事業概要	次年度方針
第4期障害福祉計画	見込み	障害福祉サービスの必要量の	5	計画相談支援 (サービス等利用計画の作成)	15件(1か月あたり)	A	今後も新規申請者とセルフプランを含む更新者の計画作成を進めて行く。	継続
				平成25年度 15人分(1か月あたり)	平成27年4月から新規にサービスを申請する方と更新をする方はサービス等利用計画が必須となったが、市内及び近隣市に相談支援事業所が増え、市と相談支援事業所との連携や、利用者及び事業所への周知が進み、サービス等利用計画の作成が進んでいる。1か月あたりの必要量の見込みには達していないが、平成27年度末の障害福祉サービス利用者に対する計画作成者は95.7%である。			
			平成26年度 20人分(1か月あたり)					
			平成27年度 20人分(1か月あたり)					
	地域生活支援事業の充実	理解促進研修・啓発事業	3	広報・啓発活動	市と連携し、地域自立支援協議会の権利擁護部会において、平成28年度に行う普及活動の準備を行った。	B	平成24年10月施行の障害者虐待防止法と平成28年4月施行の障害者差別解消法の普及を図りながら啓発活動を進める。	充実
		障害者週間		・障害者週間に駅北ロクレアギャラリーに市内障害者施設を紹介するパネル展示を行った他、市役所市民課ロビーにおいて、市内障害者施設で作成した作品等を展示した。 ・市報に障害者週間の周知と、ヘルプカード・ヘルプマークの普及記事を掲載した。 ・ふれあいまつりにおいてヘルプカード・ヘルプマークを配布した。	B	・障害者施設の紹介や作品の展示と販売を通して、地域社会の理解と交流を促進する。 ・外見からわかりづらい障害や難病については、ヘルプカード・ヘルプマークの普及を図りながら、障害の特性や必要な配慮に関する理解を促進する。	継続	
	業動自支援的	4	活動支援	視覚障害者の当事者団体、聴覚障害者の自発的活動、手話の学習グループに対して支援を行った。	B	当事者団体やボランティアセンターに登録している団体の自発的な活動を支援し、障害のある方の社会参加につながる機会を広げる。	充実	
	事業者相談支援	5	サービスの必要量を確保するための方策	地域自立支援協議会相談支援部会で、定期的な情報交換を行い、関係機関との連携及び相談支援体制の充実を図った。	A	安心した地域生活を送るためには、日常的なことやサービスに関する相談から支援につなげることが求められるため、引き続き関係機関との連携及び相談支援体制の充実を図る。	継続	

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成27年度 事業成果	進捗状況	平成28年度 事業概要	次年度方針
第4期障害福祉計画	地域生活支援事業の充実	業タ基 幹 等相 機談 能支 強援 化セ 事ン	5	基幹相談支援センター	地域自立支援協議会の相談支援部会では、市と連携し他市で基幹相談支援センターの委託を受けている事業者を講師に招き、学習会を開催するなどにより、清瀬市の基幹相談支援センターの設置について検討を行った。	A	引き続き相談支援部会において基幹相談支援センターの設置についての検討を行い、年度内に検討結果を地域自立支援協議会に報告し、協議会で検討する。	継続
		援住宅 事業 入 居 等 支	5	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	1か所 社会福祉法人椎の木会に委託して実施している。	A	入居が困難な障害のある方に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等の相談に応じて障害のある方の地域生活を支援する。	継続
	支成 援年 事業後 見 制 度 利 用	3	成年後見制度利用支援事業 2人	0人 統計では65歳で区切るため、65歳未満の障害者はいない。	B	きよせ権利擁護センターと連携して、市民及び障害者支援関係者に成年後見制度の周知を図る。	充実	
	意 思 疎 通 支 援 事 業	4	手話通訳者派遣事業 135件 要約筆記者派遣事業 1件	手話通訳者派遣事業 107件 要約筆記者派遣事業 0件 恒例の男女共同参画センター講演会、成人式に加えて、マイナンバー制度説明会に手話通訳者を派遣した。要約筆記者の派遣依頼はない。	B	・聴覚障害、言語機能障害等により意思の伝達に支援が必要な方に手話通訳者・要約筆記者を派遣しています。派遣の登録がありながら利用されていない方を対象に、利用に至らない理由を調査し、利用の促進を図る。 ・障害者差別解消法の施行を受け、市で開催する講演会等に通訳者の派遣を検討し情報のバリアフリー化を進める。	充実	

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成27年度 事業成果	進捗状況	平成28年度 事業概要	次年度方針
第4期障害福祉計画	地域生活支援事業の充実	日常生活用具給付等事業	4	介護訓練支援用具 11件 自立生活支援用具 19件 在宅療養等支援用具 4件 情報・意思疎通支援用具 26件 排せつ管理支援用具 1,670件 住宅改修費 3件	介護訓練支援用具 2件 自立生活支援用具 10件 在宅療養等支援用具 3件 情報・意思疎通支援用具 10件 排せつ管理支援用具 1,553件 住宅改修費 3件 件数が少ない原因として介護訓練支援用具・自立生活支援用具の中に介護保険制度により支給される品目があるため、介護保険制度を利用している方がいることが推測される。	B	平成27年度に当事者からの要望を受け、情報・意思疎通支援用具2件(点字ディスプレイ・盲人用時計)について、支給基準の見直しを行っている。今後も支給基準や対象品目について検討する。	継続
		移動支援事業	5	移動支援事業 135人	127人/1,404時間 利用人数は年間の利用者実人数 利用時間は年間利用総時間の1か月平均 ・前年度よりも実利用者が2人増え利用時間は月平均で106時間増えている。 ・適正な利用をすすめるため、自動車を使つての支援や事業所での一時預かり等の整理、委託単価の見直しを行った。	A	今後も安定した事業運営のために事業所との情報交換や利用者への丁寧な説明を行う。	継続
		地域活動支援センター	5	2か所 障害者福祉センター 地域生活支援センターどんぐり ・障害者福祉センターは主に身体・知的障害者を対象とし、地域生活支援センターどんぐりは主に精神障害者を対象としている。 ・障害者福祉センターでは利用者の増加を図るために活動日の見直しを行い、作業所等を終えた後の利用を想定して、夕方と土曜日に開所した。	2か所 障害者福祉センター 地域生活支援センターどんぐり ・障害者福祉センターは主に身体・知的障害者を対象とし、地域生活支援センターどんぐりは主に精神障害者を対象としている。 ・障害者福祉センターでは利用者の増加を図るために活動日の見直しを行い、作業所等を終えた後の利用を想定して、夕方と土曜日に開所した。	A	利用者の公平性や増加を図るために、運営方法等を検討する。	継続